

退職所得に係る市・県民税の特別徴収

退職所得等に係る市・県民税は、所得税と同様に、他の所得と区分して支払者が税額を計算し、退職手当額からその税額を差し引いて市町村に納入する市・県民税の特別徴収の方法によることになっていきます。市・県民税の特別徴収を現在実施していない事業所でも同様です。

徴収した市・県民税の納入先は、退職者のその年の1月1日現在の住所地がある市町村です。事業所において退職手当等の支払いを受ける方がいらっしゃる場合は、納入書をお送りしますのでご連絡ください。また、納入と同時に特別徴収票(源泉徴収票)をご提出いただきますようお願いいたします。

1 退職所得控除額の計算

(1) 勤続年数が20年以下の場合

$40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数} = \text{退職所得控除額}$ (80万円に満たないときは、80万円)

(2) 勤続年数が20年を超える場合

$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$

※退職手当等の支払いを受ける者が、在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記(1)又は(2)の金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。

※勤続年数に1年未満の端数が生じた場合は、1年として計算します。

2 税額の算出方法

(1) 平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等(※税額の算出方法が変更となります。)

ア 退職所得等に係る個人住民税の税額10%を減額する特別措置が廃止されます。

※退職者の勤続年数や役員であるか否かにかかわらず、一律廃止

イ 勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得に係る2分の1課税が廃止されます。

【(イ)に該当しない方の場合】

市民税： $(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times 6\%$

県民税： $(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times 4\%$

【(イ)に該当する方の場合】

市民税： $(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 6\%$

県民税： $(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 4\%$

(2) 平成24年12月31日以前に支払われるべき退職手当等

市民税： $(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ (千円未満端数切捨て) … A

$A \times 6\% \times 0.9$ (百円未満端数切捨て)

県民税： $(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ (千円未満端数切捨て) … B

$B \times 4\% \times 0.9$ (百円未満端数切捨て)

※法人役員等：法人税法第2条第15号に規定する役員(法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監査及び採算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者)

(注) 国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員を含む。

※退職手当等が支払われるべき日 … 退職手当等の収入すべきことが確定した日

【原則】退職日